

議案第16号

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

提 案 理 由

児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）の一部改正に伴い、児童扶養手当受給者の所得を確認する期間が変更されたことにより、ひとり親家庭医療費助成事業における所得判定期間に関する規定の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年羽曳野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「6月」を「9月」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成31年9月30日までの間は、同条第1項第1号中「所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第1条の規定による改正前の所得税法(昭和40年法律第33号。以下「旧所得税法」という。)第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者」とし、同条第2項中「所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「旧所得税法第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者」とする。

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(所得制限)</p> <p>第 4 条 前条第 2 項に規定するほか、対象者が次に掲げる場合に該当するときは、その者を対象者としない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年(各年の 1 月から <u>9</u> 月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年。以下同じ。)の所得が、その者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者及び同項第 34 号に規定する扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(所得制限)</p> <p>第 4 条 前条第 2 項に規定するほか、対象者が次に掲げる場合に該当するときは、その者を対象者としない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年(各年の 1 月から <u>6</u> 月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年。以下同じ。)の所得が、その者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者及び同項第 34 号に規定する扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>以下省略</p>